

〔質疑応答〕

ワークフェア社会を巡って ～「就労」と「福祉」の転換と交錯～

司会：小沢

では、質疑応答に入ります。よろしくお願
いします。

山田

日ごろから小沢さんのベーシック・インカム論を聞いているんですが、よく分からないのは、資本主義社会を前提にしてベーシック・インカムの導入云々を言われるのかどうかということです。それから、ベーシック・インカムの財源を労働に求めるというのですが、労働にはいろいろな労働があって芸術家みたいな労働もあるとしたらそれらは富を生産するわけではないので果たして財源となるのかどうか分かりません。また、同じように、労働にはいろいろあって生産的なものもあり、富を生み出さなくても社会に貢献するものもある、あるいは、最初から働くことのできない方もおられる、そうして労働に対する考え方が変わるのだとしたら、あえてみんなにベーシック・インカムを支給するという考え方を採用しなくても、所得の再分配というやり方でいいのではないかと思うのですが？それから、宮本先生に対してですが、「所得再分配中心でニーズ決定型の福祉国家」から「社会的包摂中心でニーズ表出型の福祉ガバナンス」へということですが、社会体制との関係をどう考えたらいいのか、ちょっとお聞きしていてわからなかったところがあります。

上掛

宮本さん、遠方からおこし頂きまして貴重なお話しをどうもありがとうございました。主に、転換の背景のところについて伺いたいのですが、政治的な背景のところ、中間層の反発という議論から自立支援を進めるような傾向があるというお話でしたが、では、中間層が反発しないような福祉政策がありえるのかということについてはいかがでしょうか。つまり、普遍的な福祉の制度化ということとの関係はどう考えられるのかというのが1つ目です。

2つ目なのですが、「リスクの特殊化、複合化」あるいは「普遍化、特殊化、階層化」という説明は大変興味深く伺いましたが、典型的なリスクというのを想定するのは確かに無理があるとしてもさまざまなリスクの中でも「主要なリスク」というもの、人間の生活の土台になるようなリスクはあると考えた方が良いのではないのでしょうか。住宅や職業、安全や社会への参加という意味ですが、そういう「福祉の土台」になるようなものをきちっとおさえていくと、安定した社会を築くことができるのではないかと思います。また、住宅や環境にとどまらず、生涯教育や職業を通じた「人間の能力開発」、さらにはノーマライゼーションを含む「福祉社会のあり方」というものが、人間の生活の土台になるのではないかと私は考えていますがいかがでしょうか。

そして3点目は、リスクという捉え方についてですが、逆の発想はできないのかということです。例えば、リスクでなく楽しみとか、生きがいというものを持つようにするために何が必要かというように発想してみると、少し違った議論ができるのではないかと思います。ですが、いかがでしょうか。もしかしたら人間の文化的な要求ということになるのかもかもしれませんが、そのあたりはまだわかりませんので教えていただきたいということです。

最後に、「労働市場の外に滞留する権利」というのも非常に興味深いと思ったのですが、このことについてもう少し話し頂きたいということです。有償労働と無償労働のバランスというのが重要で、個人の中でも、また男性と女性にとっても、障害者や高齢者も、そういうバランスをとって人間の能力を社会的に生かしていく方向性が出ているのではないかと思います。そういう考え方と「労働市場の外に滞留する権利」や「ソーシャルアクティベーション」というのがどのように関係するかということを見ると、自立支援の議論ももう少し豊かなものになるのではないかと思います。

宮嶋

宮嶋と申します。私は全く専門外の教育心理学をやっています。小沢さんのベーシック・インカムの原理のところ、一般論としては雇用と所得、労働と所得は切り離せないが、個々の局面では切り離すことが可能だということについて、理論的にもう少し説明を加えていただくとありがたいのですがいかがですか。

小野

小沢さんのベーシック・インカムの議論と

も関わるのですが、宮本先生のいわゆる所得再分配中心のニーズ決定型といわれる20世紀型福祉国家と、今日の「社会的包摂中心でニーズ表出型の福祉ガバナンス」についてですが、そうした「転換」を考える場合に、それぞれの主体をどう考えるのかということがよくわかりません。20世紀型のもは労働組合運動なりで、今日ではポスト産業社会という議論で広い意味でフレキシブルになっているということなのではないでしょうか、そのときの主体はどのようなかということです。

奥田

1つだけ質問に加えていただくと、労働市場の外に滞留する権利というのは、一時的なものだけでなく、生涯にわたるものも含まれるのでしょうか、ということをお聞きしたいと思います。

小沢

では、いま出ている限りで一度質問を止めさせていただきます。ただ、私から1点だけ、奥田さんの報告とのかかわりで、就労支援の規範的根拠は何かということについて、政治学者の宮本さんから何かコメントいただければありがたいと思います。

まず、私からお答えできる範囲内で、考えているところを述べさせていただきます。山田さんからは、第一に、ベーシック・インカムがそもそも資本主義社会の下で実現できるのか、社会主義社会での議論ではないのか、第二に、労働が富を生み出すということで労働に財源を求めていくとしても、ベーシック・インカムを導入すると果たしてみんな生産的労働に従事するのかどうか、そして第三に、そもそも労働をどう位置づけているのかというご質問だったかと思います。

ベーシック・インカムが資本主義的なのか社会主義的なのかということを考える際に重要なことは、お話ししましたように、資本主義は福祉国家を必要とするけれども福祉国家とは共存しえないという矛盾した関係が発展する中で、資本主義社会には違いないけれども、従来のように労働に基づく所得という考え方を捨て労働と所得とを切り離す仕組みや考え方が必要になってくる、それがベーシック・インカム構想なのだと考えています。

先ほども言いましたが、ベーシック・インカム構想自体には右からも左からも賛成もあるし反対もある。非常に錯綜しているといえは錯綜しています。資本主義に親和的に主張することもできますし、社会主義と親和的に主張することもできるわけです。たとえばフリードマンのような自由主義者は、ベーシック・インカムの形を変えて負の所得税という議論を展開しました。また、2年前の社会政策学会の共通論題でベーシック・インカムについて報告させていただいた時に、グローバル化が進み企業が中国や東南アジアに進出していく中、地域での雇用が確保されない状況が進展している今日、地域の中小企業や地場産業など経営者の立場からしてもベーシック・インカムのものが導入されれば、地域での雇用が確保されるという意味で歓迎すべきだという発言がフロアからありました。それはベーシック・インカムが賃金の性格を変えることになるからでして、現在は賃金でもって生活することを基本原則としていますから、生活できる賃金の保障ということで最低賃金制は必要不可欠ですが、ベーシック・インカムが導入されれば賃金は受給関係に基づいて決定していったらいいという関係に変化します。もちろん、このことが即ちベーシック・インカム導入すなわち最賃制廃止という

ことにはつながらなくてさまざまな影響を考慮した政策的配慮が必要であると私自身は考えていますが、いずれにしても、今は生活のためにいやいやでも働かなくてはならないけれども、ベーシック・インカム導入後は、働きたくなければやめる、つまり働かないという選択をする人を認めたいという関係になります。これは結果の平等ということではなく、機会の平等、まず出発点の平等を確保しようという考え方に基づいているということになります。賃労働をなくしてしまうというわけではありませんし、資本主義的であるわけです。けれども、全員の所得保障を行いしっかりとした生存権を保障するということでは社会主義的ともいえるでしょうし、働き過ぎの弊害を取り除くこともできます。繰り返しますが、資本主義と福祉国家の間の矛盾関係が実は資本主義を持続させようとしても従来の考え方でないような社会保障制度、ベーシック・インカムを要求してきていると事態を捉えてみる、ということが大事だと思います。

その上で、小野さんが言った主体の問題なのですが、小野さんは20世紀的な福祉国家の主体として労働運動があるのではないかというようなことをおっしゃいましたが、ベーシック・インカムは労働組合から支持が得られるのかということでは、得られないかもしれないし、得られるかもしれない。正規雇用で就いている労働者だけで組織された労働組合が非正規雇用の労働者も組織し、失業者とも同盟していくような関係が発展していくようになれば、ベーシック・インカムへの支持は得られるのではないかとも思いますが、それはともかくベーシック・インカムは右左問わずいろんな個人によって支えられる構想

なのかなと思ったりしています。

宮本

先ほど紹介にあったように、5年くらい前に小沢先生のベーシック・インカム論を拝見して大変衝撃を受けまして、それまではどちらかといいますとアクティベーション、スウェーデン型の制度を柱として考えていたのですが、それだけではだめだと思いました。アクティベーションだけではなく、ベーシック・インカムの要素を盛り込まなければいけないと現在では考えています。ただ、ベーシック・インカムだけでというのともいかなものかなという意味で、小沢先生とは何度か討議を重ねてきたわけです。今日はその延長の話になるのかなと思ってきたのですが、どうやら多様な問題がありそうで簡単ではないようです。

まず山田先生からの問題提起ですが、やはりアクティベーションだろうがベーシック・インカムだろうが、もっと体制論の問題を考えなければいけないのではないかというご趣旨ではないかというふうに思います。一面ではおっしゃることはわかりつつ、他面では少し整理しておかなくてはいけないこともあるのかなと考えております。と申しますのは、社会主義、資本主義というその体制論の中で、就労の権利や義務という問題がそれぞれどういうふうに扱われてきたのか、例えば社会主義の制度や規範というのは、働かない自由を認めてきたのかどうかというと、決してそうではない。スチュアート・ホワイトという政治学者が、reciprocity、市民相互の互酬性をどう考えていくのか、働かざるもの食うべからずというような大変ハードな互酬性を考えるのか、それともいろいろな困難を抱えている人は可能な範囲で社会的貢献をすれば、その

社会はその人の生活を保障するべきだというソフトな互酬性を想定するのか、一般的に互酬性についての考え方には幅があり、こうした考え方と社会主義・資本主義という体制論は直接に関連してないと言っています。つまり社会主義論の中でも非常にハードな互酬性を求める議論もあれば、これについて非常にソフトな見解を示す議論もあるということなのですが、しかし、社会主義の原点には、資本家がただ食いをし、不労所得をわがものにしていて、働いていないのに楽をしているじゃないかと、資本主義的規範を逆手にとって体制を批判する、まさに自由・平等・所有・ベンサムというロジックを逆手にとって寄生するものたちを糾弾するという論理がありました。それがいいとか悪いということではなくて、社会主義的な制度規範の中にはやはり、皆が働かなくてはならない、という就労についての厳しいオブリゲーションという考え方が強かったと思います。したがって、すくなくともこれまでの資本主義、社会主義という体制論を前提とする限り、今日の議論は、やはり次元が違うのではないかと思うのです。

もう1つ、福祉国家と社会主義はどういう関係にあるのか。特に、その再分配の方を強化しても、労働のあり方に対する配慮は足りないのではないかというご趣旨もあったと思うのですが、そこに出てくる概念が「脱商品化」です。脱商品化というのはどういう概念かということ、昨今の福祉国家研究の中で福祉国家の成熟度を計る物差しとして出てきている概念でして、これは、様々な社会保障が、労働力商品でない形で生存しつづける条件をどのくらい保障してくれるかということをお聞きわけです。脱商品化が進むと労働はどう変わるかということですが、脱商品化が進むと、それはどうしても耐えられない労働を短期的

にであっても拒絶する自由が生まれるわけです。それがどういう労働過程を生み出してきたかという、産業民主主義であり、経済民主主義であり、職場の働き方の内容を変えていく制度に連結していくわけです。そういう意味では、脱商品化をすすめる福祉国家はおそらく当初社会主義の体制や規範を構想した人が考えていた生産過程における労働者の自由に直接結びついてきたように思います。

山田

私が質問したのは、今の社会というのは、例えば失業保険など、労働に対して保障しましょうということを行うわけですね。そこで労働を、政策的に言えば富を生み出す、芸術労働なら社会全体の発展というところで見るときに有意義な1つの活動であると評価している、何のために行うのかというわけです。ですから、そういうものは労働として捉えている。けれども、その中で何らかの形で労働に就けない人というのがあるわけです。障害をもった人、重度の障害を持って生まれた人は、労働とは一切つなげられないわけです。だから、そこでの所得保障となると、再分配という形でやるより仕方がない。そういう意味で、小沢さんのいうのは、平等といっても事後的な所得再分配ではないですかという意味です。

宮本

わかりました。就労に関して根本的な困難をもっている人たちのオブリゲーションまで論じるのかということだと思のですが、もちろんおろそかにできない問題です。障害をもつ人々の権利をどう考えるか。

最近とてもよく売れている本がありまして、「あなた自身の社会」というスウェーデ

ンの中学校の教科書です。ここで、ハンディキャップというのがどう定義されているのかということなのです。この教科書のなかでは、例えば外国に行ってその国の言葉がしゃべれない、読めないので大変難儀する、この人も障害者です。お酒を一杯引っ掛けないと本音を言えないあなたも障害者です。こう書いてあるんですね。結構思い当たるフシがあるのですけれども、このハンディキャップというものの定義がとても広い。つまり、健常者とハンディキャッパーというのを画然と分けるのではなく、誰しもハンディキャップを抱え込んでいる。そういう捉え方をした上で、ハンディキャップはその人の特性ではなくて社会との関係である。そのハンディキャップを取り除くにはコストがかかるけれども、そのコストを払ってでもハンディキャップをとり除くならば、そのコストは社会全体が活性化するために、結局のところペイする。ペイをするっていうことの意味はいろいろ論争の余地があるかもしれませんが。したがって、基本的な発想においてはむしろすべての人がハンディキャップをもっているという考え方を出発点に据えるということになるのではないのでしょうか。

小沢

その場合、労働市場の外に滞留する権利というのは、いつの、どこまでの期間なのか、生涯にわたるのか一定期間なのかというのは、ポイントになるような気がしますが。

宮本

労働市場の外に滞留する権利は、スウェーデンでは先ほど申し上げたフリーイヤーみたいな形で導入されているのですが、やはり現状では、何らかの形で有意義に過ごす、つま

り1年間ぶらぶらしているのではなく、例えば生涯教育をうけるとか、ケアに集中するとか、暗黙の規範みたいなのはあるように思います。

もちろんそれは規範として確立しているというわけではないと思うのですが、しかし、何が日本的な土壌と違うかという、労働市場の外にあることが例えばその経営が収益をあげていく上でも決してマイナスにはならないという考え方が、経営者を含めてシェアされている。スウェーデンでは企業の雇用者負担金というのが非常に高いわけです。賃金の38%くらいをその雇用者が負担しなくてはならないわけです。にもかかわらず、資本の国外逃避が顕著にならないのは、その労働力の質が非常に高いからです。この前、小学生の国際的な学力調査でフィンランドの子どもの成績がよかったことが話題になりましたが、成人のリテラシー調査でいくとスウェーデンの成人の学力がとても高い。

スウェーデンの経営というものは、部品生産であれば結構海外に出しているのですが、最終的なアセンブリーラインやヘッドクォーターはスウェーデンから外には出さない。やはりそれなりに質の高い労働力を育て、それを活用するということから一応恩恵をこうむっている。日本の経営者がしだいに見失いつつある視点だと思います。労働市場動員ではなく、労働者が、市民として成熟していくことによって労使双方が恩恵を受ける、この点で労使の合意ができていく。そういうことが、労働市場の外に滞留する権利だと思っています。

奥田

その人のライフサイクルの中で、就労している期間もあれば、労働市場外に滞留する期

間もあるというのが、基本的なとらえ方なのですね。

宮本

そうです。

奥田

ベーシック・インカムの場合は、ずっと通して労働市場外に滞留している人にも、自由な生活がありうる、そういう考え方なんですね。

小沢

そうです。1年間だけとか3年間だけとかという線引きはできませんし、区切っても仕方ないというのが、ベーシック・インカムの基本的考えだと思います。そういう、労働市場外に滞留し続ける権利を認めておいて、場合によっては、ずーっと何もしない——人間として活動はすると思いますが、それがいわゆる労働という形になるかどうかというのは分からないですけど——という自由さを認めていることが、実は一人一人に高い生産力や活力をもたらすのではないかと私は思っているのです。

宮本

そのあたりの効率のよいところが、ベーシック・インカムにはあると思っています。よく例えで出すのですが、北大農学部の人たちが、働きアリの巣の実験をして観察すると、働きアリの世界では大体2割くらいの働きアリはずっと働かずにただだらだらしているということで、その2割の中から1割くらいを外に出すと、働いていたアリの一部が働かなくなる。この20%は黄金率で、どうあがいてもこの20%を働かすのは相当困難であるというこ

となのです。これは非難しているわけではなく、ひょっとしたらそういう人たちは絵を書いたり詩を作ったりするのに秀でているかもしれない。その人たちを無理に働かせるコストを考えれば、ベーシック・インカムを導入したほうがはるかに合理的だと考えたりします。けれど、問題はそれを受容する条件、政治的な条件なのだと思います。

小沢

それは、先ほどリスクの特殊化とか普遍化とかの話で、典型的なリスク・ライフサイクルがなくなってきた、いついかなる時にリスクに遭遇するか分からない、個人化のようなものも進行する中で、だからこそ、全員に無差別に機会の平等を与えるということの合意は、得られると思うのです。宮本さんはそういう話をされたのではないかと思ったのですが、先ほどのお話は、ベーシック・インカムを支持する規範的根拠につながる議論ともなるのではないかと思ったりしたのです。

宮本

私も、どうしても現状では、就労規範をもう少しソフトにしていくツールとしてのベーシック・インカム、という形での受容しかないのではないかと。

小沢

私も、完全なベーシック・インカムでなくてはならないとは考えていませんが、ただ、一つの理想的な、あるいは理念的な姿としてベーシック・インカムというものが出てこざるを得ない客観的な背景というのを押さえた上で、ではそれに向かってどう進んでいくのかという整理の軸を持っていることが大事ではないか、そういう思いでベーシック・イン

カムを考えています。

宮嶋

私が聞きたいのは、大局的には労働と所得は切り離せないが、個々の局面では切り離すことが可能であるという、原理的なことなのです。たとえば、知的障害という言葉を使いますが、障害を持った人は働く力が今ないと、そういう人の所得と労働は個々の側面では切り離すことは可能だと、そういう意味ではないですね。そういう意味なら議論は成立しないと思いますが。

小沢

ですから、労働市場の外に滞留する権利はあるが、しかし所得を保障される権利がある。それは、労働と所得が切り離されているわけですね。しかし社会全体としては。

宮嶋

労働と所得とは、原理的に切り離すことはできないと。

小沢

原理的に切り離せないというのは、社会で誰が富をもたらすのかといえば、もちろん労働者で。

宮嶋

それは私も同感しますよ。

小沢

それで、一人一人が集まった集団である社会に対して、例えば一億人の集団が作り出す毎年毎年の富というものが財源になると思います。

宮嶋

そうすると、個々の局面で労働と所得を切り離すというところが。

小沢

個々の局面では1対1で、どれだけ働いたからこれだけという、そういう対応関係はなくしていきましょうと。

宮嶋

やはり私は、固定観念、ステレオタイプになっているかもわかりませんが、山田さんがおっしゃられる所得の再配分という議論のほうの方がわかりやすい。労働と所得を一般論として切り離せないと一方で原理として言いながら、個々の局面では切り離すことができるという、その理屈がよくわからないのです。

小沢

一人一人の人生で、一人一人に、あなたはこれだけしか働いていないから、これだけしか受け取れないという話をするわけです。個々の局面でも、労働と所得の対応関係を求めようとしているのです。これが現在の状況です。

宮嶋

議論しているレベルが少し違います。一人一人の個人がハンディを持っていたり、あるいは高齢だったり、あるいは生まれたばかりの赤ん坊がいたり。働けるはずがないのです。ですから、そういうことを言っているわけではないのです。

小野

逆にいうと、理念としてベーシック・インカムが必要だという考え方は、ある程度あり

うと思うのですが、そうなるのには、現実の労働のしくみなり、そういう部分の関連を言わないといけないのではないか。それが資本主義であろうと社会主義であろうと。要するに、自由権的な自己決定と社会権的な生存権保障というようなことが説明つかない状況があると思います。それを代わりに言えば、最低賃金制にすべて包摂されるというふうにいわれるかもしれないですが、抽象的可能性としてはというけれども、現代社会ではまさに、最低賃金制というのは事実上、無い状況になっていてベーシック・インカムや社会的な包摂についてもっと考えなければと思っています。

小沢

いえ、ない状況だからこそ、そこにしがみついても仕方ないというのが現実の姿なのです。

宮本

上掛先生からもいくつかご質問頂いてますので、お答えしたいと思います。

まず、中間層の福祉批判についてですが、その中間層がどういう考えを持つかということは、どういう福祉国家であるかということに直接関係することなのです。中間層の福祉に対する批判が一番激烈だったのはアメリカです。アメリカの福祉は市場中心主義で、いわばそこから「落ちこぼれた」層がセーフティネットに行く。従って中間層としては、自分たちの利益にはならないのにそのコストは自分たちで負担しなくてはならない。そういう中で、自分たちの雇用や家族の生活が揺らいでくると、なぜ自分たちが「落ちこぼれた」人たちを支えなくてはならないのかという批判が噴出するということになるのです。今の

小泉改革が進行していくと、その行く先にあるのは中間層の波乱であろうというふうに思っています。

スウェーデンの場合は、「中間層の福祉国家」と呼ばれることがあるほどで、中間層に利益を還元することを重視して福祉国家が組み立てられています。かつてはやはり福祉国家は困窮層のためにあるという意識が強かった。しかし、30年代の少子化対策をとおして考え方の変化が起きました。少子化対策は、所得の上層・下層と直接対応しないわけで、少子化対策の家族手当などを、あえて所得調査をしないで全ての国民を対象に給付した。これがきっかけになって福祉は困窮層のためのものであるという観念が少しずつ払拭されていって、いわゆる普遍主義的な福祉政策が進められてきた。

いま、そういう意味では、社会民主主義レジーム、あるいは北欧の福祉国家では、中間層を含めてすべての市民が福祉政策から恩恵をうける形ができあがっています。そういう意味で中間層のバックラッシュを免れているわけですが、しかしそれが万々歳かというところではないのです。それはどういうことかというところ、さきほど申し上げたように、アクティベーションというのは、皆が就労することを前提にして福祉国家というのはできあがっていたわけですが、ところが労働市場の構造からしてどうしても入り込めない人が出てくるわけです。そうなってくると、例えばこういうことがうまれてくるのです。中間層の支持を得るために、スウェーデンの福祉国家はかなり厳格な所得比例型の社会保障を構築してきました。つまり、働いて頑張っているとそれに見合った社会保障給付がもらえる。日本的な常識からすれば、所得比例型というのは保険料が高くなるということで痛

し痒しなのですが、スウェーデンの場合は、保険料はほとんど雇用主負担ですから、所得が増えるということはそのまま給付が増えるということで、そこには福祉が就労、労働に酬いる、という仕組みがあったわけです。ところが、いま、だんだん市民の所得水準が上がっていくと、それに見合った形で社会保障の水準も上げていくのかという問題が出てくると同時に、さっき申しあげたように労働市場に入り込めない人たちもいる。そうなってくると、この入り込めない人たちを放っておいて、中間層の現在の所得を補填するためにどんどん所得比例型の福祉をやっていくのでよいのかという議論が起きてきます。社民党は、中間層が離れていくのを恐れていますからそれに固執するのですが、左翼党や緑の党は、労働市場に入れない層がこれだけ難儀しているのに、あくまで政治的に中間層に追従していくのでよいのか、という議論をします。つまり「中間層の福祉国家」のあり方が非常に揺らいでいるわけです。やはりそういう意味では、スウェーデンでも中間層と周辺層の緊張感というのがでてきていて、中間層の合意を得ていくために、これまで以上に就労を促す働きかけがなされている。そういう意味では、すでにアメリカとは意味は違うのですが、社会的包摂にもっと力点を置く福祉の再編が起きている。

それと、上掛先生がおっしゃった主要なリスクというのは確かにあると思います。それは社会的排除のリスクです。社会的排除のリスクは主要なリスクといえる。これまでのように、男性の稼得者がある時期に労災にあって危なくなるリスクだとか、退職して所得がなくなるリスクだとか、既定のライフサイクルの中で抽出される細かい既定のリスクではなく、今は社会的排除リスクに対する社会的

包摂というアプローチになる。そういう意味では意味があると思います。

小沢

リスクではなく、新しい生き方とか期待だとか、そういう目標概念、社会的包摂の新しい理念があるかとか、そういう話もされましたね。

宮本

リスクというのは単なる危険dangerではないんですね。dangerというのは、人間にとっていいこと一つもない単なる脅威であるわけです。それに対してリスクというのは、例えば新しい仕事に就きたいけれども、いま自分の技能はそれに見合ったものではないというようなことがリスクなのです。これをなぜdangerと言わないかという、そのリスクをうまくコントロールすると、新しい自己実現とか、生活のレベルアップができる可能性がある、そういうものをリスクというわけです。これがいわゆる「リスク社会」という場合の「リスク」の使い方ですけども、そういう意味では、リスクというのはただ悲惨なことではなく、その裏側には新しいチャンスがある、そういう意味では、上掛先生がおっしゃった楽しい話も、どこかに隠れているのがリスクなのではないかと思っております。

それから、小野先生がおっしゃった主体の話なのですが、おそらく福祉国家の新しいステージにおいては、これはベーシック・インカム派でも、アクティベーション派でも、労働運動の役割を否定はしないですけども、やはり、すこしその役割分担が変わってきているのかなと思っています。といいますのも、社会的排除が起きてくる場所というのは、労働現場もその1つの可能性ですけども、それ以外に地域におけるマイノリティーの排除だとか、家族の中での様々な新しい困難、拒食症とか過食症とかひきこもりとかニートとかいったものがありまして、そういうものが諸々の社会的排除に結びついているわけです。もちろん労働運動というのも重要だと思いますが、やはりその射程の限界というのは見え隠れしているように思います。

その意味では、市民社会という問題を、労働運動が主体であった社会民主主義の伝統とどう接合するかが問われているように思います。いま、11月頃に出そうと思っている本がありますが（山口二郎、宮本太郎、小川有美編『市民社会民主主義への挑戦』日本経済評論社）、そこでは、市民社会民主主義という言葉を使っています。ややトリッキーな言葉で申し訳ないですけども。

ここでまず強調しているのは、「市民社会を形成していく社会民主主義」という発想です。いま日本で市民社会が成熟しているとは、やはりいえないだろうと思うのです。では市民社会などというのは幻想で意味がないのかというと、そうではなく、社会民主主義の役割が、参加の条件が十分確保できないでいる市民に対して、社会的包摂というか、参加の条件を作っていくということに新たな課題が現れている。つまり、市民社会の考え方と社会民主主義の考え方が接近してきていることだろうと。

市民社会民主主義には、このように市民社会を創っていく社会民主主義という意味にくわえてもう一つ意味があって、それは「市民社会の民主主義」ということです。これまで労働運動中心の民主主義は3つの民主主義を掲げてきました。つまり、政治的民主主義、社会民主主義、これは再分配、福祉国家です、

そして経済的民主主義。その中で欠落していたのが、市民社会の民主主義、という問題でした。ここで市民社会の民主主義とは、市民社会のなかで、自立を求められている一人一人の主体あるいは当事者が、自立のためのニーズをどこまで表明できるか、公共サービスのあり方にそうした広範な主体の声がどこまで反映するか、という問題です。こうしたニーズ表明の民主主義というのが非常におそろかにされてきたことが、逆にいえば社会的包摂の展開を困難にしてきた。

まとめていうと、福祉国家の新しいステージにおいて、労働運動の存在をもちろん否定しませんけれども、いわば市民社会自らのイニシアティブで市民社会の実質を高めていくということが求められている。市民社会の自己省察というか自己反省というか、そういう意味での市民主体というのが重要になるかと思っています。労働運動もまた、市民社会の実質を高めていくための推進力として自らを位置づけることが必要になるのではないのでしょうか。

小沢

あと、就労促進の規範理念については。

宮本

規範理念はどうなるのか、何に求めるべきかというお話ですね。就労促進の場合、私は、奥田先生のおっしゃった当事者のアクティベーションにくわえて、行政の責任、つまり関係機関が市民を就労に向けてきちっとサポートすることを条件に市民の就労を求めるのがアクティベーションだと思います。それに対して、市民が就労しないているのはモラルハザードだから当事者たちが考えを改めることが第一だと主張するのがワークフェアだ、というふうに理解しています。

小沢

では、時間もきていますので、これで議論は終わらせていただきます。今日の議論につきましては、『福祉社会研究』に小特集を設けることにして、福祉社会フォーラムの成果を社会に還元していきたいと考えています。福祉社会論研究という授業科目ができたのが今年初めてで、最初に集中講義で北海道から宮本さんに来ていただいて、院生の皆さんも非常に刺激的な勉強になったのではないかなと思いますし、この福祉社会フォーラムも36名も参加するという盛況でした。最後に宮本先生に拍手をお願いします。ありがとうございました。